

平成 28 年分 特定口座年間取引報告書

平成29年01月10日

特定口座開設者 前記提出時の住所又は居所	住所 (居所)	フリガナ 氏名	勤定の種別 口座開設年月日 源泉徴収の選別	①保管 ②信用 ③配当等
-------------------------	------------	------------	-----------------------------	--------------------

譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額(譲渡所得等の金額) (① - ②)
上場分	1,369,674 円	1,669,254 円	-299,580 円
特定信用分	0 円	0 円	0 円
合計	1,369,674 円	1,669,254 円	-299,580 円

種類	④ 配当等の額	⑤ 源泉徴収税額 (所得税)	⑥ 配当割額 (住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
④株式、出資又は基金	0 円	0 円	0 円		
⑤特定株式投資信託	0 円	0 円	0 円		
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託	0 円	0 円	0 円		
⑦オープン型証券投資信託	0 円	0 円	0 円	0 円	
⑧国外株式又は国外投資信託等	0 円	0 円	0 円		0 円
⑨合計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
⑩公社債	5,640 円	862 円	282 円		
⑪社債的受益権	0 円	0 円	0 円		
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託	0 円	0 円	0 円		
⑬オープン型証券投資信託	2 円	0 円	0 円	0 円	
⑭国外公社債等又は国外投資信託等	0 円	0 円	0 円		0 円
⑮合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	5,642 円	862 円	282 円	0 円	0 円
⑯譲渡損失の金額	299,580 円				
⑰差引金額(⑮+⑯-⑰)	0 円				
⑱納付税額		0 円	0 円		01002220031
⑲還付税額(⑱+⑲-⑲)		862 円	282 円		
金融商品取引業者等	所在地 東京都中央区日本橋茅場町1-7-3 名称 岩井コスモ証券株式会社 東京本部 (電話)				
	法人番号 5120001077418				

種類	銘柄	株(口)数又は 額面金額	④ 配当等の額 (特別分配金の額)	⑤ 源泉徴収税額 (所得税)	⑥ 配当割額 (住民税)	外国所得税の額	交付年月日 [支払簿又は 支払年月日]
投資信託	MRF	株(口)・円 42,981	1 円	0 円	0 円	0 円	280129
投資信託	MRF	株(口)・円 42,982	1 円	0 円	0 円	0 円	280229
普通社債	オリックス第183回社債	株(口)・円 1,000,000	1,460 円	223 円	73 円	0 円	280309
普通社債	オリックス第182回社債	株(口)・円 1,000,000	1,260 円	208 円	68 円	0 円	280609
普通社債	オリックス第183回社債	株(口)・円 1,000,000	1,460 円	223 円	73 円	0 円	280909
普通社債	オリックス第182回社債	株(口)・円 1,000,000	1,260 円	208 円	68 円	0 円	281209

[摘要]	全 0 件	<p>④ の合計 5,642円</p> <p>⑤ の合計 862円</p> <p>⑥ の合計 282円</p> <p>※合計は記載されません。</p>
------	-------	---

項番	項目	説明	留意事項
④	譲渡の対価の額(収入金額)	売付時の約定金額(単価×数量)を記載しています。 ・売付時の手数料等は含んでいません。 ・MRFの解約(自動スweepも含まれます)も合算して記載しています。	源泉徴収を選択されていないお客様の場合、④、⑤、⑥および⑧については「0」と記載しています。また、[配当等の交付状況]は作成されません。 ※源泉徴収を選択されていないお客様で配当等がある場合は、別途、[上場株式等の支払通知書]が作成されます。
⑤	取得費及び譲渡に要した費用の額等	特定取得価額(特定取得単価×数量)に売付時の手数料等を合算したものを記載しています。	
⑥	差引金額(譲渡所得等の金額)	譲渡による差引金額(①-②):プラスは譲渡益、マイナスは譲渡損)を記載しています。	
④	配当等の額	配当等の額(税抜き)を記載しています。	
⑤	源泉徴収税額(所得税)	配当等にかかる所得税(復興税を含む)を記載しています。	
⑥	配当割額(住民税)	配当等にかかる住民税を記載しています。	
⑧	納付税額または還付税額	配当等の額と譲渡損失の金額を比較して納付税額または還付税額を記載します。 ※この場合、配当等の額5,642円と譲渡損失額299,580円と比較し、譲渡損失額の方が大きいため、1,144円(862円+282円)が全額還付されます。	